福　祉　医　療

1　障がい者医療

(1)　障がい者医療費の助成

心身に障がいがあるため、日常生活に負担をしいられる医療費を助成することにより、心身障がい者の福祉の増進を図るために公費負担制度が設けられています。

①　対象者

市内に住所を有する者並びに施設に入所中の次に掲げる心身障がい者で国民健康保険又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者である方

ⅰ）身体障がい者で１級～３級の身体障害者手帳をお持ちの方
ⅱ）身体障害者手帳の４級で腎臓機能障がいの方
ⅲ）身体障害者手帳の４～６級で進行性筋萎縮症の方
ⅳ）療育（愛護）手帳のＡ判定又はＢ判定の方
ⅴ）自閉症状群と診断された方
ⅵ）精神障害者保健福祉手帳１級又は２級をお持ちの方
ⅶ）精神障害者保健福祉手帳３級で市町村民税が非課税の方

②　助成の範囲

心身障がい者が、保険診療を受けた時の自己負担額（ただし、健康保険組合等から付加給付のあった時又はその他の法令の規定による医療費の給付が行われた時はその給付額を控除した額）

支給状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（各年度３月末現在）

区分／年度	１月当たり平均受給資格者数(人)	年間医療費助成額（円）	１人当たり助成額（円）
２９	1,248	171,705,831	137,585
３０	1,286	184,861,247	143,749
元	1,334	206,303,546	154,650
2	1,292	186,878,067	144,642
3	1,330	189,813,469	142,717

(2)　精神通院医療の助成

精神障がい者の健康の保持及び生活の安定のため医療費を助成することにより福祉の増進を図ることを目的としています。

①　対象者

市内に居住している精神通院医療に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５２条第１項に規定する支給認定を受けている方

②　助成の範囲

通院費用の自己負担額

支給状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（各年度３月末現在）

区分／年度	１月当たり平均受給資格者数(人)	年間医療費助成額（円）	１人当たり助成額（円）
２９	824	14,870,932	18,047
３０	646	14,970,434	23,174
元	708	17,401,651	24,579
2	819	18,865,109	23,034
3	762	18,753,696	24,611

(3)　精神入院医療の助成

①　対象者

精神障害者保健福祉手帳３級で市町村民税が非課税の方

②　助成の範囲

対象者が、当該疾病で保険診療を受けた時の自己負担額（ただし、健康保険組合等から付加給付のあった時又はその他の法令の規定による医療費の給付が行われた時はその給付額を控除した額）

支給状況　（各年度３月末現在）

区分／年度	１月当たり平均申請者数(人)	年間医療費助成額（円）	１人当たり助成額（円）
２９	3	202,807	67,602
３０	3	417,848	139,283
元	1	56,189	56,189
2	2	1,394,698	697,349
3	1	349,596	349,596

2　子ども医療

(1)　子ども医療費の助成

子どもが疾病にかかったとき適切な治療を受け、健やかに育つよう子どもの保護者に対し医療費の助成をし、子どもの福祉増進を図るため公費負担制度が設けられています。

①　対象者

市内に住所を有し、中学校卒業まで（令和４年 10 月からは 18 歳年度末まで）の子どもを扶養する保護者

子ども及び保護者は国民健康保険又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者である方

②　助成の範囲

子どもが保険診療を受けた時の自己負担額（ただし、健康保険組合等から付加給付のあった時又はその他の法令の規定による医療費の給付が行われた時はその給付額を控除した額）

支給状況　（各年度３月末現在）

区分／年度	１月当たり平均受給資格者数(人)	年間医療費助成額（円）	１人当たり助成額（円）
２９	14,494	560,066,335	38,641
３０	14,404	557,750,881	38,722
元	14,396	578,833,486	40,208
2	14,381	466,101,679	32,411
3	14,286	572,638,556	40,084

3　母子家庭等医療

(1)　母子家庭等医療費の助成

母子・父子家庭等の母又は父及び児童の健康保持増進を図るため、医療費を助成し母子家庭等の福祉の向上に寄与することを目的に公費負担制度が設けられています。

①　対象者

市内に住所を有する次に掲げる母子家庭等で国民健康保険又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者である方

ⅰ）１８歳以下の方を現に扶養している配偶者のない方

ⅱ）母子家庭等の母及び父子家庭の父に現に扶養されている１８歳以下の方

ⅲ）父母のない１８歳以下の方

※「１８歳以下の方」とは、１８歳に達した日の属する年度の末日までの方

※母子家庭等の父又は母については所得制限あり

②　助成の範囲

母子・父子等が保険診療を受けた時の自己負担額（ただし、健康保険組合等から付加給付があった時又はその他の法令の規定による医療費の給付が行われた時はその給付額を控除した額）

支給状況　　（各年度３月末現在）

年度＼区分	１月当たり平均受給資格者数（人）	年間医療費助成額（円）	１人当たり助成額（円）
２９	1,245	49,939,180	40,112
３０	1,181	47,322,419	40,070
元	1,185	46,407,278	39,162
2	1,183	42,201,091	35,673
3	1,130	47,746,183	42,253

４　後期高齢者福祉医療費給付制度

(1)　後期高齢者福祉医療費の助成

後期高齢者で心身に障がいがある方等の医療費を助成することにより、福祉の増進を図るために公費負担制度が設けられています。

①　対象者

市内に住所を有する者並びに施設に入所中の次に掲げる後期高齢者医療制度の被保険者で以下の要件に該当する方

ⅰ）身体障がい者で１級～３級の身体障害者手帳をお持ちの方
ⅱ）自閉症状群と診断された方
ⅲ）身体障害者手帳の４級で腎臓機能障がいの方
ⅳ）身体障害者手帳の４級～６級で進行性筋萎縮症の方
ⅴ）療育（愛護）手帳のＡ判定又はＢ判定の方
ⅵ）精神障がい者で法律に基づく措置入院患者の方
ⅶ）精神障害者保健福祉手帳１級または２級をお持ちの方
ⅷ）精神障害者保健福祉手帳３級で市町村民税が非課税の方
ⅸ）母子家庭等医療制度の要件に該当する方（所得制限あり）
ⅹ）戦傷病者の方（所得制限あり）
ⅹⅰ）結核患者で法律に基づく勧告または措置による入院患者等と認められた方
ⅹⅱ）寝たきり・認知症高齢者（主たる生計維持者の市町村民税が非課税もしくは免除されている方）
ⅹⅲ）ひとり暮らし高齢者（市町村民税が非課税もしくは免除されている方）
ⅹⅳ）精神通院医療に係る障害者自立支援医療受給者（対象医療機関のみ）

② 助成の範囲

後期高齢者で福祉医療費対象者が保険診療を受けた時の自己負担額（ただし、国又は地方公共団体の負担による医療費の給付が行われた時はその給付額を控除した額）

支給状況　　（各年度３月末現在）

年度＼区分	１月当たり平均受給資格者数（人）	年間医療費助成額（円）	１人当たり助成額（円）
２９	1,125	117,363,647	104,323
３０	1,123	116,418,420	103,667
元	1,135	124,753,684	109,915
2	1,162	118,702,178	102,153
3	1,159	119,394,973	103,016